

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 米子市公会堂

ア 名称	米子市公会堂（以下「公会堂」という。）
イ 所在地	米子市角盤町二丁目6番地
ウ 構造	鉄筋コンクリート造り地上4階建て一部地下1階建て
エ 敷地面積	6,932.15平方メートル
オ 建物延床面積	4,872.10平方メートル
カ 開館日	昭和33年4月11日
キ 主な施設内容	<p>大ホール(1,120席) ホワイエ、オーケストラボックス、せり付附属室(13.5メートル×2.7メートル)、リハーサル室(103平方メートル)、楽屋7室、控室1室、シャワー2室、事務室、応接室、集会室1～3・5・6(各56平方メートル)、集会室4(28平方メートル)、集会室7(43平方メートル) 和室(24畳)、照明設備(一式)、音響設備(一式)、前庭、駐車場(36台収容)等</p> <p>米子市公民館条例(平成17年米子市条例第70号)に基づき使用を許可した場合は、米子市中央公民館として集会室(1～7)のうち2部屋を使用させている。</p>
ク 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	<p>公会堂は芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るために設置されている。</p> <p>市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「芸術文化活動の推進」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。</p> <p>このため公会堂では、市民のニーズに応じた芸術文化活動の普及や鑑賞の機会の提供、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。</p>
ケ 施設の現状	<p>公会堂は、昭和33年に開館して以来、米子市の文化の殿堂として、長らく市民に親しまれている。平成26年3月に耐震補強工事を終えリニューアルオープンし、演奏会、劇、ダンス等幅広い分野の文化芸術公演で利用されている。</p>
コ 施設の運営状況(令和6年度)の概要	<p>(ア) 利用件数 4,307件</p> <p>(イ) 利用者数 111,906人</p> <p>(ウ) 利用料金収入額 15,127,061円</p> <p>(エ) 主な自主事業 高木東六生誕120周年記念事業 米子名画シアター 虹のひろば</p> <p>(オ) 管理運営費(支出額の合計) 92,003,591円</p>

(2) 米子市文化ホール

ア 名称	米子市文化ホール(以下「文化ホール」という。)
イ 所在地	米子市末広町293番地
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り地上4階建て一部地下1階建て
エ 敷地面積	5,200.02平方メートル
オ 建物延床面積	4,922.73平方メートル
カ 開館日	平成3年10月1日
キ 主な施設内容	メインホール(672席)、イベントホール(196平方メートル)、楽屋(5室)、練習室(1室)、展示室、事務室、研修室(定員80人、2室に分割可)、オープンスペース、前庭多目的広場(2,000.29平方メートル)、照明設備(一式)、音響設備(一式)、米子コンベンションビューロ・文化ホール共同駐車場(813台収容)等
ク 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	<p>文化ホールは、定住・交流センターとして、市民が開催・参加する催し等のための利用に供すること、及び芸術文化に関する公演、研究会、講演会等の事業を行うことによって、芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため設置されている。</p> <p>市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「芸術文化活動の推進」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。</p> <p>このため文化ホールでは、市民のニーズに応じた芸術文化活動の普及や鑑賞の機会の提供、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。</p>
ケ 施設の現状	JR米子駅に隣接し、交通アクセスに優れ、演奏会・演劇・講演会はもとより、研修・ダンス・合唱の練習など、市民や各種文化団体等に幅広く利用されている。
コ 施設の運営状況(令和元年度)の概要	<p>(ア) 利用件数 2,519件</p> <p>(イ) 利用者数 106,472人</p> <p>(ウ) 利用料金収入額 19,731,231円</p> <p>(エ) 主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米子市音楽祭</li> <li>・文化ホールでうたおう</li> <li>・鷺見三郎顕彰事業 米子ユースオーケストラ演奏会</li> <li>・ダンスフェス1</li> </ul> <p>(オ) 管理運営費(支出額の合計) 119,838,618円</p>

(3) 米子市淀江文化センター

ア 名称	米子市淀江文化センター（以下「淀江文化センター」という。）
イ 所在地	米子市淀江町西原708番地4
ウ 構造	鉄筋コンクリート造り一部鉄骨鉄筋コンクリート造り地上3階建て
エ 敷地面積	7,041.8平方メートル
オ 建物延床面積	3,505.8平方メートル
カ 開館日	平成10年4月5日
キ 主な施設内容	大ホール(588席)、イベントホール(210平方メートル)、楽屋4室、シャワー室、事務室、会議室1(34平方メートル12席)、会議室2(91平方メートル36席)、中庭、照明設備(一式)、音響設備(一式)、駐車場(50台収容 1,871.7平方メートル)等
ク 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	<p>淀江文化センターは文化活動の普及及び振興を図るために設置されている。</p> <p>市の総合計画においても、まちづくりの基本方向のひとつとして「芸術文化活動の推進」を掲げ、市民が多種多様な文化に接し、自ら創造し発表するための文化活動に積極的に参加することができるよう支援するとともに、市民との連携をさらに強化しながら、芸術文化の振興及び文化活動の普及を図ることとしている。</p> <p>このため淀江文化センターでは、市民のニーズに応じた芸術文化活動の普及や鑑賞の機会の提供、芸術文化に関する情報提供の推進といった計画目標の達成に向けて、事業の実施並びに施設の運営を行っている。</p>
ケ 施設の現状	県内でも有数の音響環境を誇るホールで、ピアノの練習やミュージカルの公演、地域の小中学校や同好会などの発表会等に幅広く利用されている。
コ 施設の運営状況(令和元年度)の概要	<p>(ア) 利用件数 877件</p> <p>(イ) 利用者数 33,403人</p> <p>(ウ) 利用料金収入額 7,208,870円</p> <p>(エ) 主な自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さなめラララ すてーじ</li> <li>・星空コンサート</li> <li>・ファミリーコンサート～音楽のおもちゃ箱～</li> </ul> <p>(オ) 管理運営費(支出額の合計) 64,435,417円</p>

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 指定管理対象施設の施設、設備及び器具（以下「施設等」）の維持管理

イ 施設等の使用の許可

- ・指定管理者は市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 指定管理対象施設の利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、職員配置については、毎年度、協定を締結して定める。

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 文化ホール運営委員会の開催

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄う。